

静岡県訓令甲第7号

本 庁
出先機関

静岡県事務決裁規程（昭和39年静岡県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 部(局)長 部(局)の長(知事直轄組織においては、知事戦略局長、政策推進担当部長及び地域外交担当部長)をいう。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 課長相当職 組織規則<u>第67条第9項</u>に規定する職をいう。</p> <p>(11) <u>班長等</u> 組織規則第60条第1項に規定する班長<u>及び組織規則第67条第1項に規定する班長代理</u>をいう。</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15) 出先機関の長 出先機関(県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部及びふじのくに茶の都ミュージアムを除く。)の長、県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム<u>及び</u>、富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムの副館長並びに農林環境専門職大学の事務局長をいう。</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(18) 総務課長等 出先機関の総務課長、出先機関の所長補佐、地域局の地域課長、食肉</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 部(局)長 部(局)の長(知事直轄組織においては、知事戦略局長、政策推進担当部長、<u>デジタル戦略担当部長</u>及び地域外交担当部長)をいう。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 課長相当職 組織規則<u>第67条第7項</u>に規定する職をいう。</p> <p>(11) <u>班長</u> 組織規則第60条第1項に規定する班長をいう。</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15) 出先機関の長 出先機関(県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター、<u>工科短期大学校</u>、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部及びふじのくに茶の都ミュージアムを除く。)の長、県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムの副館長並びに<u>工科短期大学校及び農林環境専門職大学</u>の事務局長をいう。</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(18) 総務課長等 出先機関の総務課長、出先機関の所長補佐、地域局の地域課長、食肉</p>

衛生検査所の管理指導課長、漁業高等学園の園長補佐、あしたか職業訓練校の校長補佐並びに財務事務所（下田、熱海、富士、藤枝及び磐田に限る。）及び焼津漁港管理事務所の管理課長をいう。

(19)～(23) (略)

(専決)

第4条 専決者は、別表第1（その1）、別表第1（その2）、別表第2（その1）及び別表第2（その2）（以下「全別表」という。）に掲げるそれぞれの専決事項について専決するものとする。この場合において、本庁の班長等において専決すべき事項は主管課長が、別表第2（その1）に基づいてそれぞれ指定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

職員	事項	専決者
(略)		
産業革新局に置かれる理事	<u>別表第1（その1）課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	(略)
(略)		
地域外交局に置かれる局付職員	(略)	

衛生検査所の管理指導課長、工科短期大学の学務課長、あしたか職業訓練校の校長補佐、農林大学校の大学校課長、漁業高等学園の園長補佐並びに財務事務所（下田、熱海、富士、藤枝及び磐田に限る。）及び焼津漁港管理事務所の管理課長をいう。

(19)～(23) (略)

(専決)

第4条 専決者は、別表第1（その1）、別表第1（その2）、別表第2（その1）及び別表第2（その2）（以下「全別表」という。）に掲げるそれぞれの専決事項について専決するものとする。この場合において、本庁の班長において専決すべき事項は、主管課長が別表第2（その1）に基づいて指定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

職員	事項	専決者
(略)		
産業革新局に置かれる理事	//	(略)
(略)		
地域外交局に置かれる局付職員	(略)	
<u>消防保安課消防防災航空隊の職員</u>	<u>別表第1（その1）課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	<u>消防防災航空室長</u>

もくせい会館に駐在する人事課の職員	別表第1（その1）課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
多文化共生課旅券班の職員	別表第1（その1）課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
スポーツ局の職員	(略)	
オリンピック・パラリンピック推進課長があらかじめ指定した職員	別表第1（その1）課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	オリンピック・パラリンピック調整室長
空港管理課長があらかじめ指定した職員	別表第1（その1）課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
(略)		
健康増進課総合健康班の職員	//	健康増進課の技監
(略)		
お茶振興課長があらかじめ指定した職員	別表第1（その1）課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
建設技術企画課長があらかじめ指定した	(略)	

もくせい会館に駐在する人事課の職員	//	(略)
多文化共生課旅券班の職員	//	(略)
スポーツ局の職員	(略)	
空港管理課長があらかじめ指定した職員	別表第1（その1）課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
(略)		
感染症対策局の職員	別表第1（その1）部（局）長専決事項の欄に掲げる事項	感染症対策担当部長
(略)		
お茶振興課長があらかじめ指定した職員	//	(略)
技術調査課長があらかじめ指定した職員	(略)	

職員		
(略)		
自動車税室長及び同室長を置く財務事務所の長があらかじめ指定した職員	別表第1 (その2) 副所長等専決事項の欄(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項 (3)に掲げる事項については、夏季休暇及び家族休暇に係るものに限る。)並びに同表総務課長等専決事項の欄(1)から(3)まで及び(5)から(9)までに掲げる事項 (3)に掲げる事項については、夏季休暇及び家族休暇に係るものに限る。)	(略)
総務課分室長	別表第1 (その2) 副所長等専決事項の欄(1)に掲げる事項	(略)
総務課分室役付職員	別表第1 (その2) 副所長等専決事項の欄(2)から(8)までに掲げる事項	〃
総務課分室職員 (総務課分室長を除く。)	別表第1 (その2) 総務課長等専決事項の欄(1)	(略)

(略)		
自動車税室長及び同室長を置く財務事務所の長があらかじめ指定した職員	別表第1 (その2) 副所長等専決事項の欄(1)に掲げる事項並びに同表総務課長等専決事項の欄(1)から(3)まで及び(5)から(9)までに掲げる事項 (3)に掲げる事項については、夏季休暇及び家族休暇に係るものに限る。)	(略)
総務課分室長	別表第1 (その2) 総務課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
総務課分室職員 (総務課分室長を除く。)	〃	(略)

	<u>に掲げる事項</u>				
<u>総務課分室職員（役付職員を除く。）</u>	<u>別表第1（その2）総務課長等専決事項の欄②から⑧までに掲げる事項</u>	<u>〃</u>			
<u>総務課分室職員</u>	<u>別表第1（その2）総務課長等専決事項の欄⑨に掲げる事項</u>	<u>〃</u>			
<u>総務課分室長が置かれる支所等の所属職員（部長等及び組織規則第70条第3項の課長を除く。）</u>	<u>別表第1（その2）支所長等専決事項の欄①に掲げる事項</u>	<u>（略）</u>	<u>総務課分室長が置かれる支所等の所属職員（部長等、組織規則第70条第3項の課長及び支所長等を除く。）</u>	<u>別表第1（その2）支所長等専決事項の欄①から⑩までに掲げる事項</u>	<u>（略）</u>
<u>総務課分室長が置かれる支所等の所属職員（役付職員を除く。）</u>	<u>別表第1（その2）支所長等専決事項の欄②から⑧までに掲げる事項</u>	<u>〃</u>	<u>工科短期大学校学務課沼津分室長</u>	<u>別表第1（その2）総務課長等専決事項の欄①から⑨までに掲げる事項</u>	<u>工科短期大学校沼津キャンパス長</u>
<u>総務課分室長が置かれる支所等の所属職員</u>	<u>別表第1（その2）支所長等専決事項の欄⑨に掲げる事項</u>	<u>〃</u>	<u>工科短期大学校学務課沼津分室職員（学務課沼津分室長を除く。）</u>	<u>〃</u>	<u>工科短期大学校学務課沼津分室長</u>
			<u>工科短期大学校沼津キャンパス職員（部長等、組織規則第70条第3項の課長及び支所長等を除く。）</u>	<u>別表第1（その2）支所長等専決事項の欄①及び⑨に掲げる事項</u>	<u>〃</u>

農林技術研究所長があらかじめ指定した職員	(略)
(略)	

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、局、課、室又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

部、局、課、室又は出先機関	事項	専決者
(略)		
空港管理課空港調整室	(略)	
農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局	別表第2(その1)部(局)長専決事項の欄に掲げる事項	(略)
(略)		

4～7 (略)
(課長専決事項の代決)

第9条 (略)

2 課長及び課長の実務代理者がともに不在のときは、主務班長等が当該事案を代決する。

農林技術研究所長があらかじめ指定した職員	(略)
(略)	

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、局、課、室又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

部、局、課、室又は出先機関	事項	専決者
(略)		
空港管理課空港調整室	(略)	
感染症対策局	別表第2(その1)部(局)長専決事項の欄に掲げる事項	感染症対策担当部長
農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局	//	(略)
(略)		

4～7 (略)
(課長専決事項の代決)

第9条 (略)

2 課長及び課長の実務代理者がともに不在のときは、主務班長が当該事案を代決する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1(その1)及び別表第1(その2)を次のように改める。

(別表第1(その1)及び別表第1(その2)に係る部分の登載は、省略する。)

別表第2(その1)及び別表第2(その2)を次のように改める。

(別表第2(その1)及び別表第2(その2)に係る部分の登載は、省略する。)

附 則

1 この訓令甲は、公表の日から施行する。

2 この訓令甲による改正後の静岡県事務決裁規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 改正後の規程別表第2（その1）衛生課の項食品衛生法、食品衛生法施行規則、静岡県食品衛生規則、静岡県魚介類等行商取締条例及び静岡県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に係る部分並びに別表第2（その2）保健所の項食品衛生法、食品衛生法施行規則、食品衛生法施行条例、静岡県食品衛生規則及び食品表示法に係る部分の規定 令和3年6月1日
- (2) 改正後の規程別表第2（その1）薬事課の項医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則に係る部分の規定 令和3年8月1日
- (3) 改正後の規程第4条第2項の表オリンピック・パラリンピック推進課長があらかじめ指定した職員の項の規定 令和3年10月1日